

時事新報は日本國中唯一の毎日刊行新聞紙なり

時事新報

時事新報

第二千三百七十號
明治廿二年八月三日 土曜日
舊曆己丑七月七日 (辛亥)
日山平陽四時五十二分
月入平陽六時四十二分
山平陽十時三十五分
山平陽九時三十五分
西曆一千八百八十九年

高等教育

全國の教育は種々多端にして軍備なり貿易なり農工商
あり教育なり各々その適度に從ふて始めて國家の生存
を期すべし獨り一部の事業に偏重を置て他に資するの
機衡を失するときは是れ即ち禍の根源する所にして
經世の宜しきを得たるものと云ふ可らず今我國の經濟
は漸し又軍備貿易その他諸般の費用に對比して教育の
果して適度あるや否やを觀察するときは之が爲めに費
す所の過大なるは一見明白なる事實として人體に喻へ
て申せば頭部のみ過大過重にして四肢の之を支へ難き
に同ならず教育の大切なるを知らざるに非ずと雖も世
の諸君が今の教育制度を觀察するは蓋し此邊の利害を
察しての事あるべし左れば我輩も教育のとは最下等の
簡易なる小學校教育と學理を討究すべき最高等の學院と
諸君は止むを得ざる次第として其費用を認め他の高
等教育は恰も糊口の職業を興ふるに均しければ官にて
は一體これと斷絶し國民の志すが儘に任すべしと論じ
て其理由は年來幾多の說明し致して世間も異議なき様
なれども論に於て心よ許さざるもの未だ其實行を
是るに至らざる實情の微力なるに赤面せしが一説に今
の高等教育は時勢の費用に出でたるものにして百學文
明の世の中よりあるゆゑ文明の學識を得たるものに
非ざれば文明の政治を行ふに不適當なりとの根據より
官吏製造の爲めに彼の高等教育に金を投ずるものなり
と云ふ者あり成程今の世間にはあられ得べき議論あれ
ども滔々たる天下の青年子弟は何れの邊へ向て其方針
を取りつゝあるや前途の光明はあらゆる社會に輝き渡
りて其職務は固に其俸給は豊なり名利の淵藪は官途を
擧て又他なきの有様なるが故に立身出世と云へば皆相
率て仕官の道に向ひ狂熱かさく冷却すべしと思
はれれば世は口を極めて其非を説くと雖も唯一
の不便に官職を慕ひ百萬の候補者競奪するを物の數
ともせず其第一を僥倖せんとして僥ひむとを知らざる
は今日の實際に於て人の知る所あり假令官の手にて
高等教育を擧げざるもせよ若しも政府が法學士を
養成するにすれば如何かして法學士を出し文學士を採
入せんとすれば如何かして候補者として擧げざるべし
百名にても二百名にても多々すすゝ需めよ應じ事問
の答も人員の數も更に欠乏を告ぐるのみと云ふは我輩
の論じて保證する所なり或は政府自身の手にて設立し
たる學校の生徒を非ざれば往々粉れ込む者多くして學
力の適否不安ありと云ふは是れとても取て苦慮する
に足らず然るに及ばぬ他は法學士なり之を採擇する
の方法を如何に得るときは事々然る高等學校の卒
業生を如何に多く採用するに備へべきや必然たるべし
（今の官立高等學校を養成するに非ずとも角も官吏を
養成せんが爲めとして國の經濟に不利なる教育費を
費すべしと論じて擧げたる次第にして當に經濟上
に宜しからざるものも尠く無きや有用なる青年子弟

をしてますく官熱の奴隷たらしめ不生産的職業の増
長を助くるに足るべし何れの點より之を見るも政府が
高等教育に力を用ふるは國經濟の機衡を誤るの甚だし
きものあれば民間自然の發達に任せ漸く實利實益有用
の人物を養成せしむるに至るべき

帝國大學の獨立

近來世間にて條約改正の議論喧しきが爲めにや一時
社會の問題たりしもの多くは疎忽しとなりたる中に
帝國大學の獨立論もいつしか其聲を放りて恰も立消の
姿となれり聞くが如くんば獨立の計畫も先立つものは
經費あるゆゑ官の手を離れては今日の如き規模を張ら
んと思ひも寄らずして爲めに奈何とすると能はざる
趣のよし果して然らば今後幾しと興隆の攻撃に遂はさ
る間も依然として政府の力を仰ぎ以て校運を維持する
ことなるべし其の得失論は多年我輩の論說よりして讀
者の既に知る所なれば暫く擧げ何故に大學は獨立の資
金を得ると能はざるやと竊く其事情を察するに爰も大
學資金の出處として顧むべきものを舉げれば第一政府よ
り年々三十萬圓の利子を生ずべき巨額の資本を貸ひ
受くるにあらざるやと國庫の性質を於て亦る大金を
惠むべき筋にもあらざるや又一時に元金を與ふるも年々
分割して今の如く定額金を與ふるも與ふるの儀に變り
なければ人民の租税を處分するに好んで早計を取るべ
きも非ずして所詮無益の帳に過ぎず第二は帝室の庇
護に依頼して政略の干渉を避くるに在り且雖も帝室費
も亦是れ租税の一分部にして國庫金を撰む所なければ
永く人民の輿論に反して之を與ふべきにあらざる如何
とならば國民の納めたる租税が帝室の名を以て不當に
處分せらるゝを知りて之に 障を容るゝ能はざるや
は遂に過んで帝室費全體を撤せんと欲するに至るとあ
る可ければあり即ち城狐鼠を學ぶものにして大學の
取て爲さるる所なるべし第三は全國の富家に向て寄金
を募るの一策なれども元來富家なる者は錢の勘定は鋭
敏にして愛を寄附せんとするに當ては先づ第一は其金
の如何なる方法によりて消費せらるゝやを考へざるは
あし然るに大學は官業の臭味を脱せずして往々算外の
失費を亦すとならざる若し之を民間の教育家に委
任したらば明に半額の金を以て同様の教育をなし得可
ければ富家は假令へ教育に熱心ありと雖も好んで高價
あるものを賣ふが如き迂濶を爲さず即ち算數上非難
き所にして是亦所望の限りに非ざるべし彼れも非あり
是れも不可ありとすれば大學が獨立の資金を得難き所
以も自ら明白にして而して今日の大學教育は國の經濟
を照して不相應のものにせよ今後の處置は唯ふれと全
體し民間に一任して務めて發達を計るの外なきこと知
るべきなり

官報

○大藏省訓令第五十五號
府縣神廳縣署等
今特令第八十四號ヲ以テ物品會計規則等ニ付從來

銀行ニ命シテ諸印紙類ノ出納取扱ヲ爲サシメタル分ハ
本年九月三十日限り廢止スヘシ
但本文ニ抵觸スル從前當省ノ指令ハ取消ス
明治廿二年 大藏大臣伯爵松方正義
八月二日

官報

○宮内省官吏の資格に關する件 文官試驗規則施行前
より各官衙に奉職若くは同規則施行後試驗を経て各官
衙に任用せられたる官吏にして宮内省へ轉任の後更に
他官衙へ轉じ及同規則施行前より宮内省に奉職せし官
吏にして他官衙へ轉するの輩は孰も新に試驗を要せざ
る様定められ度宮内省請願の通關議決裁成りたり
○鐵道線路修繕費 東海道鐵道線路中彦根近傍崩壞の
箇所修繕費み去る三十一日より列車の如く運轉せり
(鐵道局)

官報

○鐵道貸本 鐵道國鐵鐵道會社の乗客を目的として貸
本會社を設立したるものある由は當て本紙上記載した
る事ありしが同會社の發行人は英人にてグラハム會社
と稱し既に四十箇所の鐵道停車場貸本所を設けて貸
本の種類都合四萬部を畫へたり見れば如何なる種類
ても一部に付き二ペンス(凡そ五錢)にて尙ほ其上に書
物代として一ポロリン(六十錢)を預け置けば何所の停
車場にて借入れ何所にて返すも勝手次第たるべく返す
時には書物代と引替へる仕組なりと云ふ
○仙臺よ於る溝渠開費事件 仙臺よに屬する本紙上
に掲載せしが今又同地よりの報を見るに市民の苦情は
其の後も止まず此の頃或る人は市參事會又向ひ「溝渠
開費より生じたる利金は前區長たどへ之を利用せざ
るも區會の評決を經ず自己の丁見よて妄りに之を用ひ
たるは固より越權の擧重なれば前區長十文字、小笠原
の兩氏をして擧げせしむるは申すまでもなきことなれ
ど該費を徴收する爲めには五箇年間の公費處分を受け
しものさへありし程なれば斯る重大の金より生ぜし所
の利金を自分勝手使用したるは如何にも公費處分を
受けたる人々に對して氣の毒ある處置にして一旦失ふ
たる其の人々の權利を回復し還るまでには飽き足らざる
が如し云々」等の意を以て凡そ四箇條の項目を擧げ
て伺ひ出で之に對する市參事會の答辨如何に依りては
更らに訴訟に及ぶべしと云ひ居る由あり因に記す市
會議員黒澤守節氏よりの告訴は一旦受理されしかど罪
科を構成すべき理由なしとて檢事は起訴の手續をなさ
ざりしかば黒澤氏は自ら其を願下げ更らに去月廿七日
を以て告訴に及びたりと云ふ

○鴉片を撤せし支那人 去月三十日午後六時四十分頃
神戸警察署の巡查宇尾堤氏が平服にて築町通り一丁
目を巡行の際阿町三十七番地清國人の居宅内に於て二
名の同國人格闘し鴉片煙を吸ひ居ると目撃せしに付直
に現場へ出張して吸煙煙を差押へ喫煙人を清國領事府
へ連行んとせしに彼は拒み居りしが其中に近隣居住の
同國人附けて連々集まり凡そ七八十名程の多人數と
なり何れも巡查を向つて暴行をなし中には木片等を以
て打掛り容態に鎮定すべき様様なかりしが巡查は百方
之を助きて漸く鎮定すると併たるも此暴行の爲め巡
査の着衣及び且つ帽子及び先に差押へたる鴉片煙類
は奪ひ取られたるも一個の鴉片煙の存在せしに付
之を證據物として其稱へ訴へ出でしが一時は中々の
騒ぎにてありしといふ

官報

○去來の裁判 大坂の漢人警察署長其の職務の
遂げに於てありしといふ

官報

○去來の裁判 大坂の漢人警察署長其の職務の
遂げに於てありしといふ

て北區天滿橋二
燈は其第一號に鳴
氏が龍町の末邊
られて其辭職む
關し同署警部服部
を擧問せし擧の事
どて告發せられ官
重禁錮三箇月罰金
月罰金五圓に又同
變更を爲さずし
て發行人龍崎氏は
更層を爲さざりし
出を爲して其實政
人向嶋豐之助氏は
坂轉裁判所にて
直に控訴届を差出
ブラッセル
五月二十